

ト 第七世山崎万右衛門君事蹟

君は第六世万右衛門君の長子として天保十一年十一月十五日西街の邸に生れ、幼名徳次郎と称し子常と号す。安政五年十二月廿六日先考の隠居によりて家を嗣き万右衛門と改む。質実剛健謹直にして次第に家産を増殖し、広く田畑山林等を購入して県下随一の富豪を以て目せらる。

当時我国の国情は急激に繁劇を加へ、外交問題としては弘化元年三月仏船琉球に來りて互市を求め、同二年二月外船浦賀に來り、同三年四月英船琉球に、同閏五月米艦浦賀に、同四年六月蘭船長崎に來り、何れも通商貿易を求むるの外、嘉永元年三月には外船對馬北海に出没し、嘉永六年六月には米国水師提督ペルリ浦賀に來りて通商を迫る等、国政頓に頻繁を加へ国内鎖国開国の両論沸騰して喧々囂々鎮静する所を知らず。幕府に於ける施政方針愈々難局に逢着せし結果、安政五年四月廿三日井伊直弼大老に任官して、銳意克く大任に膺りたるも、為政は頓て専横に傾き、大に輿論の憎む所となり、万延元年三月三日水戸浪士の為に桜田門外に於て敢なく凶刃に斃るゝに至り、物情騒然其の底止する所を知らざりき。徳次郎君此の間に成長して痛く国家民人の嚮ふべき途を憂慮し家門相応の施設は如何にせは可ならん歟と苦慮慘憺たるの時、文久元治慶応の数年を経て明治の維新に際会するや、千代田の城の松の翠も何時しか色褪せ、三百年の泰平を保ちし徳川政權も端なく奉還の議起り、満天下鼎の沸くか如く、三百有余の諸侯中には多数反対の論議ありしに不拘、肝腎の將軍慶喜公大政奉還の止むなきを悟り、遂に明治元年四月十一日を以て屑く江戸城を開城し、不臣の罪を墨際の丘に謝したるに因り、同年閏四月廿九日田安龜之助公に対し、徳川の家名を相続すへき旨優渥の御沙汰を下し給ひ、同年五月廿四日府中に対して、領地高七十万石を賜ひ、駿河一国其余は遠江陸奥両国に於て充

て行はるゝに及び、九月四日を以て静岡藩主徳川亀之助公の所領となり、越えて明治二年六月勅して諸藩々籍奉還の請を聴し、藩主の官職を罷めて更に各藩の知事に任せらる。

是より先山崎家か多年知遇を蒙りし太田藩は明治元年千葉県山武郡芝山に移封せられ、当家を始め松本市右衛門、鈴木九郎左衛門、鳥井半助等へ下されし御扶持の如きも、再三重臣を掛川に派して到底扶持するの不能なるを伝達せしめ、共に泣寝入の止むなきに至れり。左に当時の文書を録す。

一筆致啓上候春暖相催候処各様方愈御勇猛被成御渡先珍重奉存候然者旧臘押詰御多端之御中ニ甲賀大参事一同を差罷在藩庁會計局ニ付種々御難渋筋御頼申入候処当今之事情深ク御汲取従前之分年賦延仕法通早速御承知新御調達も御銘々格別御出精被下先つ／＼皆様方之御尽力ニ而藩債支消方仕組も出来候事ニ相成難有奉存候然る処右兩人貴地逗留中委細御咄し申候通今般藩制変更藩士家禄も格別減石相成無余儀次第ニ立至り候間是迄之御扶持方減少別紙之通当年より被差送候右者全く時勢不得止之場合ニ而事実致し方無之情実ニ者候得共誠に不本意至極御聞請之程如何可有之哉と大少参事ニも深く心痛呉々も宜可申進旨被申付候右之段為可得御意如此御坐候恐惶謹言

二月十七日

野中権少属
中根権少属
鈴木権少属
横田少属
松山少属

山崎万右衛門様
松本市右衛門様
鈴木九郎次様
鳥井半助様

猶以本文御尽力之外知事公ニ別段年々御献金之御願書を善持帰

り拝見奇特之程何れも感入候次第第二御坐候

一加茂五郎右衛門是迄三人口差送り候処相減当年方米七俵差送り候事ニ相成申候右之外今般新調達致し呉候向ハ七俵五俵三俵宛ニ候従前之通ニ而罷置申候 嶋田宿平左衛門ハ三人口ニ減少いたし候 右之外ハ当年より無余儀悉皆断およひ候此段御心得迄ニ申進置候以上

一松尾と藩名相改候間御心得迄ニ申進候以上

左記書状は文頭の見返しに「彦以ち資美」とあり

旧冬

朝旨ニ基キ一際藩政変更ニ附而者転国以来多端之入費藩債支消之道茂難相立無余儀先般以秀實（※欄外に「甲賀秀實なり」と注記）申聞候趣何レ茂承知ニ而尽力致し呉忝次第二候殊ニ万右衛門始四人之者方旧来之為恩報年々之贈金当時勢別而都合ニ茂相成配慮之程不浅感謝いたし候右者年来用弁も致し呉候上之儀如何様ニも答礼致度候得共是迄遣し置候扶持米も此度方減少相頼候程之場合実ニ不本意之至万事不任心底依之年々聊之贈米并有合之小道具乍粗末相贈り度猶末長く厚志ニ報候時節も可有之候間右之趣宜敷申遣し候様いたし度事

二月廿二日

鷹云 太田資美候之書と認む

一筆致啓上候追日暖ニ相成候処各方何れも御安静被成御起居珍重御儀奉存候今般知事様へ御厚志之御献金尚御時勢柄御断ニ被成度処転国以来引続而之御散財如何とも御繰廻御六ヶ敷折柄且別段之御厚志御永世之御都合ニ相成候間御心入之程忝被思召御受納被遊候右ニ付如何様とも御贈米も取計様精々御沙汰御坐候得共藩債支消其外多分に御入費御繰廻も附兼御沙汰を背き候段

小生等不行届次第恐入候得共御不背相願乍少分別紙目録書之通り御贈被成候間御笑受置被下様致度候各方深き御配意之事故行末永く御朝暮御安心之根元ニ御趣法相立候様可取計間左御承知可被下候小生へ御下書御廻申候尤御返却ニハ不及候御小道具箱入と仕度処遠路御便都合も悪敷一箱ニ致し御一同へ御廻申候間御請取之御方々御配当可被下候今般之御厚配之御献金永々御献金之御厚志相残候様可取計候然とも別段宜御伝へ可申旨被仰付候猶後音万々可申述と認残申候早々頓首

二月廿二日

中野彦以知

山崎万右衛門様

松本市右衛門様

鈴木 九郎次様

鳥井 半助様

尚々時候折角御厭可被成候乍大略御連名御用捨可被下候不一

記

一年々米拾俵

朝定作赤銅獅々色絵三所物

山崎万右衛門

一年々米五俵

光理作赤銅弓矢色絵二所物

松本市右衛門

一年々米五俵

因幡介作馬色絵二所物

鈴木 九郎治

一年々米三俵

通乗作恵比寿色絵目貫

鳥井 半助

未二月

一筆致啓上候春暖之節御坐候処各様弥御安康被成御渡光珍重奉存候就者今般知事様江御時勢御改正等之御趣意御聞被及旧来之御恩沢を報酬被成度御用途之内江上金被成候段御奇特之至ニ奉存候

右御挨拶家令共方別紙を以得御意候間從拙者共御達可申旨申聞
候ニ付御廻し申候御落掌可被下候右之段可得貴意如斯御坐候恐
惶謹言

二月廿二日

小林 精一

武井 弥藏

山崎万右衛門様

松本市右衛門様

鈴木 九郎治様

鳥井 半助様

追而時候折角御厭可被成候本文家令中方各様方へ被下米之儀御
達ニ可相成然ル処正米御渡シ者行届兼候間爰許平均相場を以明
年暮方向暮之代金ニ而御廻可申旨役頭共申聞候間右ニ取計可申
候間右ニ御承知可被下候已上

申渡儀有之間明八日四ツ時麻上下着用可罷出もの也

辛未二月七日

掛川 郡方御役所

掛川宿

山崎千三郎

一拾弍人口

山崎万右衛門

右者今般藩制變更いたし知事殿家禄を始藩士家禄も格別ニ減石
相成無余儀次第ニ立至候間拾三人口相減拾弍人口相送り候

辛未二月

万延元年助力於 (以下破損) (人別名称略)

十九首町弍十軒

七十一人

下俣町拾七軒

七十三人

瓦町九軒	貳十三人
研屋町拾四軒	三拾六人
肴町拾七軒	五拾壹人
紺屋町拾七軒	五拾四人
新町四拾五軒	百廿三人
塩町拾九軒	六拾三人
喜町拾七軒	四拾六人
仁藤町三拾三軒	百拾貳人
連尺町拾六軒	五拾六人
中町貳拾六軒	六拾七人
西町貳拾軒	四拾壹人
惣 貳百七拾軒	八百廿三人
壹人ニ付貳拾四文宛遣ス	壹日 貳拾貫五百四十八文
申十二月廿日 酉正月晦日 迄四十日	
金百貳拾九兩壹分三朱錢六拾九文	

慶應二寅年六月
御救米被下割合書上帳
南西郷村

丑蔵 その 庄左衛門 もと 宗五郎 藤蔵 弥七 喜兵衛
一蔵 弥平 吉蔵 近治 平左衛門 留蔵

右者此度格別之以御慈悲御救米被下難有奉存候書面之通割渡印形
仕奉差上候以上

寅六月
南西郷村組頭 佐平次
松ヶ岡山崎万右衛門様

御祈祷料 金七両貳分

右到神納候則於

神前太田備中守様掛川御永城御武運長久火防鎮護之御祈祷抽丹誠御礼致進上之候以上

秋葉寺

辰十二月四日

役 寮

御用達

山崎万右衛門殿

松本市右衛門殿

鈴木九郎左衛門殿

加茂五郎左衛門殿

栗田三郎太夫殿

山内 彦 十殿

山崎 万助殿

堀田 精兵衛殿

小野 源太郎殿

松岡 平三郎殿

中山 半兵衛殿

弥左衛門殿

庄左衛門殿

五郎右衛門殿

弥三右衛門殿

八郎左衛門殿

十三郎殿

傳右衛門殿

金十郎殿

私学願

一、学校位置

浜松県管下遠江国佐野郡南西郷村第三大区壹小区二千二十二番

地弘法寺時習舎卜唱フ

一、学校費用之概略

結社人并有志之者学資金凡貳百円ヲ以壹ヶ年分教師給料并学費

二相充候

一、教員履歴

原籍千葉県

静岡県貫属士族

静岡県管下駿河国志太郡志太村第七大区八小区

五十二番屋敷同居

青島 泰

明治七年五月

四十三年七月

奥田 遜仕

弘化元年正月ヨリ同二年十二月迄

都合二ヶ年手跡并支那学研究

石井 述仕

弘化四年正月ヨリ嘉永二年十二月迄

都合三ヶ年転学支那学研究

岩本源兵衛仕

安政五年九月ヨリ同十二月迄

都合四ヶ月関流和算八算見一研究

元長尾縣仕

明治五年四月ヨリ同八月迄

二等教官勤務

一、教師給料

壹ヶ月金八円

一、学科

読書習字算術三科

一、教則

小学校則ヲ遵守ス

一、校則

毎日午前八時ヨリ第十二時マテ午后第一時ヨリ第三時迄正課トス

六歳以上十三歳迄男女ヲ論セス学ニ就シムル事

但十三歳以上タリトモ有志ハ入校変則生ト称ス

毎日受業半時前ヨリ出校シ名札ヲ以テ教員エ可相届事

但時限ズ謬ルモノハ其日ノ課業相除候事

疾病又ハ事故アリテ出校シ難キ者ハ其旨教員エ可相届事

校中ノ坐席ハ貴賤長幼ヲ論セス都テ学級ノ順序タルヘキ事

行儀ヲ正フシ礼義ヲ尚ヒ苟モ粗暴ノ挙動有之間數事

放課時間ノ外ハ雑談遊戲堅ク禁止ノ事

毎月二十八日勤惰成否ヲ検査シテ其甲乙ヲ講堂ニ揭示スヘキ事

毎年一月八日始業十二月二十五日終業ノ事

毎月一六ノ日并祭日休課ノ事

但三十一日ハ此限ニアラス

課業ヲ荒怠シ都テ教員ノ示教ヲ不守者ハ亟ニ退学可申付事

夜学ハ午后六時ヨリ同十時迄ノ事

右之通開業仕度此段奉願候也

結社人

明治七年五月十三日

杉谷村

原田 喜作

石野 仁市

上張村

河井 重蔵

平野忠三郎

平野平四郎

結縁寺村

長谷川兼蔵

亀甲村

山本庄平

松本友次

南西郷村

山崎千三郎

田邊八十七

朝比奈徳作

田邊 孫三

山下 万次

久保田治吉

松浦 久蔵

下俣村

松浦六次郎

袴田新六郎

林浜松県令殿

(※朱印)
開学許可
文部省

(※朱書) 明治七年六月十二日

(※朱書・朱印) 私学開学御聞届相也候事

濱松
縣

乍恐以書付奉願上候

一金千円也 但当年ヨリ十六年迄十ヶ年賦上納 山崎千三郎

一金五百円也 右同断 松本 文治
一金三百円也 右同断 鳥井半次郎

右者学校御設立之儀難有奉存候ニ付少分之儀奉恐入候得共当一小区内学校資金トシテ上納仕度此段宜御聞濟被成下候様奉願上候以上

第三大区壱小区佐野郡南西郷村

明治七年五月十七日 山崎千三郎

同区掛川宿 松本 文次
同 鳥井半次郎

林浜松県令殿

前書之通相違無之候間致奥印候也

学区取締 山崎徳次郎
区長兼
学区取締 筒井 重千

(※朱書・朱印) 奇特之義ニ付聞届候也

明治七年五月廿九日 濱松縣令林厚德之印

乍恐以書付奉願上候

一金貳百円也 山崎千三郎
一金貳百円也 松本 文次
一金貳百円也 鳥井半次郎

右者今般掛川学校資金之内江当戌ヨリ来ル末年迄十ヶ年賦寄附仕度此段奉願上候以上

第三大区壱小区

佐野郡掛川宿 鳥井半次郎

同宿 松本文次

同区同郡南西郷村 山崎千三郎

林浜松県令殿

前書之通り相違無之候間致奥印候也

学区取締 山崎徳次郎

右副区長 小山又三郎

同区長 北村秀房

(※朱書・朱印) 奇特之義ニ付聞届候事

明治七年十月三日 濱松縣令林厚德之印

以書附付奉願上候

第三大区壱小区佐野郡

杉谷村

上張村

結縁寺村

亀甲村

南西郷村

下俣村

右者六ヶ村学校之儀先般私立御願濟ニ有之候処御県第廿七号御布告
モ有之候儀ニ付更公立学校ニ奉願度生徒人員并学資金等別紙ニ認メ
奉差上候尚不学之者モ精々就学為仕可申奉存候何卒御採用相成候様
奉願上候以上

第三大区壱小区佐野郡

南西郷村戸長 山崎千三郎

〃 樽林八十

〃 田邊孫三

下俣村戸長 松浦大次郎

亀甲村戸長 山本庄平

上張村戸長 河井重蔵

杉谷村戸長 原田 喜作
副戸長 石野 仁市
結縁寺村戸長 長谷川兼藏

林浜松県令殿

前書之通願出候間此段申上候也

学区取締 山崎徳次郎
副区長 小山又三郎
区長 北村 秀房

(※朱書・朱印) 聞届候条第十三番中学区内十番小学南西郷学校
ト可相称御扶助金之義ハ追テ可相達候得共先掛川学校之内ヨリ生
徒之多募ニ応シ支給可致事

明治八年八月廿三日 濱松縣令林厚德之印

以書附付奉願上候

第三大区壹小区

一高貳百六拾九石五斗四升九合	杉谷村
戸数三拾二軒 人口百七十八人	内廿八人 六才以上十才以下
一高六百二十二石九斗五升九合	上張村
戸数五拾八軒 人口二百八十八人	内廿九人 六才以上十才以下
一高九拾壹石六斗貳升四合	結縁寺村
戸数二拾貳軒 人口九拾九人	内八人 六才以上十才以下
一高百五拾石四斗四升八合四勺	亀甲村
戸数貳拾三軒 人口百拾壹人	内九人 六才以上十才以下
一高六百六拾石三升三合	南西郷村
戸数八拾壹軒 人口三百五拾九人	内四十一人 六才以上十才以下
一高四百五拾二石三斗九升	下俣村
戸数五拾九軒 人口貳百参拾七人	内二十人 六才以上十才以下
右總計高貳千貳百七石三合四勺	戸数貳百七拾五軒
人口千貳百七拾貳人	

内百三拾六人 六才以上十才以下

一金千六百三拾五円 学資金六ヶ村分

是ハ昨七年ヨリ十六年迄十ヶ年賦ニ寄附

内貳百五拾円 杉谷村 貳百五拾円 上張村 八拾円 結縁寺村
九拾円 亀甲村 百八拾五円 下俣村 七百八拾円 南西郷村
此内五百円 南西郷村山崎千三郎資金ノ内分割奉願候

一生徒人員八拾貳人 内 男六拾七人
女十五人

右之通奉願上候以上

右南西郷村戸長	山崎千三郎
同	樽林 八十
同	田邊 孫三
下俣村戸長	松浦六次郎
亀甲村戸長	山本 庄平
上張村戸長	河井 重蔵
杉谷村戸長	原田 喜作
副戸長	石野 仁市
結縁寺村戸長	長谷川兼蔵

林浜松県令殿

今般一統江御談示之儀者一昨壬申年ヨリ全国各区江学校御設立被為在
掛川之儀者中学校ニ茂御取立可相成儀ニ付厚御趣意ヲ奉体仕何様ニ茂
小学校尽力盛大ニ可致旨 御県庁ヨリ数度之御説諭有之候処何分是迄
因脩ニ而学制之御趣意貫徹不致廉ニ近々立至リ 依而正副区長学区取
締并戸長 此程中ヨリ度々御嚴重之御沙汰ニ而 既ニ先般戸長御県庁
ニ於テ学校之御趣意ヲ奉体不致故資金増加茂不相成候ニ付 御請書差
出候次第ニ茂相成且学校入費當繕見積候処 一時入用金凡三百円茂可
相掛 尤金貳百円山崎千三郎松本文次兩人ニ而出金致し残金凡百円ハ
古板并畳等売払代金其他ニ而仕掛候得共 第一毎月教員并授業生月給

凡貳拾三円 諸雜費凡七円 一ヶ年本校凡七百円 西町第一分校一ヶ年凡貳百円 長谷第二分校凡貳百円 南西郷村私立学校凡貳百円右四校一ヶ年凡千三百円者経費ニ相成候ニ付 資金凡壹萬三千円ニ約リ候半而者不相成 依而不得止事増加之儀及御相談候間 各々方学校之厚御趣意ヲ奉体 生徒道勉励学校盛大ニ相成候様御尽力有之度 且御県庁ニ於テモ厚御世話被成下置候儀ニ付 夫々今般之儀ハ格別ニ出精右資金凡壹萬三千円ニ者必相約メ学校各所共盛ニ永続致一小区内戸々厚学事ニ従事致候様一際勉強被成候様御願申入候也

是より先徳次郎君は明治六年五月九日学区取締を申付られ、第十三番中学区一番より十一番に至る小学区を受持ち月給三円を給せられしが、明治八年十二月十日多病の故を以て免職願を差出したりしに、同月十五日掛川南西郷両校世話係頭取を申付られ、明治十三年九月二十日更に掛川中学校保護係申付られたり 当時の辞令写左の通り。

山崎徳次郎

学区取締申付候事

明治六年五月九日

浜 松 県

第十三番中学区取締

山崎徳次郎

自一番至十一番小学区受持可申事

明治八年二月十五日

浜 松 県

第十三番中学区取締

山崎徳次郎

月給三円可相渡事

明治八年二月十五日

浜 松 県

山崎徳次郎君は明治八年十二月十日学区取締の辞職願を提出したり。

免職願

私義

先般学区取締被 仰付難有仕合奉存候然ル処近来多病ニ付御用
向難相勤御坐候ニ付何卒右御免被成下候様奉願上候也

第三大区壹小区

佐野郡南西郷村

明治八年十二月十日

学区取締 山崎徳次郎

林浜松県令殿

前書之通相違無之ニ付奥書致印形致候也

副区長 小山又三郎

山崎徳次郎

掛川南西郷両校世話係頭取申付候事

明治八年十二月十五日 浜松県

山崎徳次郎

掛川中学校保護係申付候事

明治十三年九月二十日 静岡県

徳次郎君は性謹厳にして且つ謙遜如何なる事項に際会せし時と雖も、必ず己を後にして他を先にし、他に過ある時は之を矯めて決して功に誇らず。然かも其の終局に至りて労苦と失費を要する時は、自ら重責を担ひて他人に痛苦を感じしめざるを常とせり。彼の大衆教化の喫緊なるを痛感して専ら育英に志を立て、種々の施設を計画せし時と雖も、概ね此の轍を履まざるなし。家政を弟千三郎君に譲りて以来、猶育英に關しては一日として之を擲つの時なし。明治十八九年に至り蕩々会を起して互に文学を研鑽せんとするか如き、恐

らくは如上の趣旨に出てたる事疑ひの余地なし。然れ共其の根本と実情を知悉するの文献を発見するに至らざるを遺憾とす。

蕩々会仮規則

第一条 本会ノ趣旨ハ文学上ノ講義或ハ演説ヲナシ漸次ニ哲学ノ域ニ至ルヲ期ス

第二条 本会ヲ名ケテ蕩々会ト云フ

第三条 本会ニ会長及幹事ヲ置キ以テ諸事ヲ担任ス
但当分会長ヲ欠ク

第四条 本会ニ加入セント欲スル者ハ幹事ニ申込ヘシ

本会ニテ承認ノ上ハ會員票ヲ交付スヘシ尤一ケ年間出会セサレバ會員ヲ除ク

但入会金トシテ金貳拾錢ヲ出スヘシ

第五条 本会ハ毎年一月四月七月十月ノ四季ニ開会シ且其雑誌ヲ発行ス
因テ毎会々費トシテ金参拾錢ヲ出スヘシ

但其期日及会場等ハ七日以前之ヲ通知スヘシ若シ事故アリ出会ナリカタキトキハ二日以前幹事ニ届クヘシ

第六条 會員外ニシテ傍聴ヲ望ム者ハ會員申込幹事ヘ照会ヲ乞ハシムヘシ

第七条 此仮規則ハ始メ幹事ノ協議ヲ以テ定メタル者ナレバ他日會員増殖スルニ随ヒ更ニ熟議ノ上之ヲ改ムヘシ

明治十九年六月

幹事 竹内 玄撮 山崎 録郎

鈴木 西二 河井 重蔵

山崎徳次郎 松田久三郎

鳥井半次郎 山崎千三郎

拝呈益御清適奉拝賀候陳者本月三十日午后一時ヨリ掛川農学社ニ於テ蕩々会開会左之講師講演相成候間御来聴被下度候也

講師 南條文雄君 坪内雄蔵君 山田一郎君 岡部譲君 西樂寺君
堀内政治郎君 太田有修君 青島恭君 以上
明治十九年八月廿八日 蕩々会幹事竹内玄撮

外七名

十九首中山六三郎君 鈴木見的君
十王町鈴木宗平君 西町栗田淳吉君
瓦町村松伊之吉君 中町鈴木良平君
連尺町後藤時昌君 高村延太郎君 藤田恵三郎君
二藤町亀井菊治君 山内恒吉君 小山傳次郎君
「飯田藤作君」「金原嘉平君 笠屋「水野隆二君 服部利作君 木町杉
山芳三郎君 新町土屋久吉君 新町澤野利吉君 横町戸塚忠六君 渡
邊佐次郎君 肴町杉山久平君 榎本與次平君 神代地山下太郎君 紺
屋町黒田鐵治君 研屋町後藤圓明君 山崎綱君 永田長平君 郭内
蜷川親美君 小幡義在君 渡邊伊直君 香取一吉君 榛葉政吉君
「小野澤栄次郎君 野中政平君 長谷村高取豊慶君 十王町山崎百四
郎君 二藤町「辻貞策君

鷹云 徳次郎君は謹厳の紳士にして凡俗の言語を猥りにする人ならず
と信せしが、嘗て上総に旅行の折節、日暮れて芝山に着せず。土人に
道を問へはスグ其処一里なりと云ふ。幾度問ふも土人の答ふる所同し
かりければ

かんこ鳥鳴くや上総のそこ一里
真に感吟なりと云ふべし。

徳次郎君当家の大世帯を背負ふこと十二年決して永きにあらさ
りしも其の功績は永久没すへからざるものあり。彼の国会開設の当
時即ち第一回総選挙の際に於ける選挙人名簿中直接国税額の本県
下最も多き者は駿河の堀垣と称し当時地価拾万余円を有せしか、当
山崎家は当時八万数千円にして即ち県下の二位を占む。乍併純資産

に至りては慥に第一位の実力を有すと評せらる。以是觀之も徳次郎君の労苦も偉大なりしと謂ふへし。然るに明治三年四月十八日退隠して家督を弟千三郎君に譲り、幾はくもなく城西江戸町に隱宅をしつらへ以徳堂と称して悠々自適し、私塾を開て近隣の子女を集め読書習字等の教育を施、然かも束脩を受けず、社会教化の漸次發達するを望見て心窃かに之を喜ふ。明治二十二年七月長男覺次郎君か高等学府を出るや同年九月上京し續て妻女こう子も翌二十三年五月上京して敬業館に同棲し、幾はくもなく覺次郎者海外に留学し明治二十八年帰朝するに及びて親子同棲したりしが、明治三十三年十月偶ま病を得、同月四日小石川原町の邸に歿す、寿六十一歳。昭節宗典居士と諡し遺骨を徳雲寺先塋の域に葬る。弟千三郎君曩に家を嗣く。

妻女こう子は嘉永四年十月九日磐田郡中泉町山田孫次郎氏三女に生れ、慶応二年四月徳次郎君に配し、貞節胼胝の労を厭はず、能く内助の実功を顕はしたりしか、明治四十二年二月廿四日病を以て歿す。享年五十九才。昭孝宗寿大姉と諡し徳雲寺内夫君の側に葬る。

(続)